

平成 年分 新株予約権の行使に関する調書

権利行使をした者	住所(居所)又は所在地	(役職名)		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種類	株式数	1株当たりの権利行使価額	権利行使時額の払込金額	新株予約権の新払込金額			
	株	円	円	円			
発行決議日	平成 年 月 日	権利行使日における1株当たりの株式の価額		円			
権利行使日	平成 年 月 日						
(摘要)							
株式会社(発行会社)	所在地	法人番号		(電話)			
	名称						
整理欄	①			②			

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合は、右詰で記載します。

平成 年分 新株予約権の行使に関する調書

権利行使をした者	住所(居所)又は所在地	(役職名)		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種類	株式数	1株当たりの権利行使価額	権利行使時額の払込金額	新株予約権の新払込金額			
	株	円	円	円			
発行決議日	平成 年 月 日	権利行使日における1株当たりの株式の価額		円			
権利行使日	平成 年 月 日						
(摘要)							
株式会社(発行会社)	所在地	法人番号		(電話)			
	名称						
整理欄	①			②			

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合は、右詰で記載します。

平成 年分 新株予約権の行使に関する調書

権利行使をした者	住所(居所)又は所在地	(役職名)		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種類	株式数	1株当たりの権利行使価額	権利行使時額の払込金額	新株予約権の新払込金額			
	株	円	円	円			
発行決議日	平成 年 月 日	権利行使日における1株当たりの株式の価額		円			
権利行使日	平成 年 月 日						
(摘要)							
株式会社(発行会社)	所在地	法人番号		(電話)			
	名称						
整理欄	①			②			

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合は、右詰で記載します。

平成 年分 新株予約権の行使に関する調書

権利行使をした者	住所(居所)又は所在地	(役職名)		個人番号又は法人番号			
	氏名又は称						
種類	株式数	1株当たりの権利行使価額	権利行使時額の払込金額	新株予約権の新払込金額			
	株	円	円	円			
発行決議日	平成 年 月 日	権利行使日における1株当たりの株式の価額		円			
権利行使日	平成 年 月 日						
(摘要)							
株式会社(発行会社)	所在地	法人番号		(電話)			
	名称						
整理欄	①			②			

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合は、右詰で記載します。

【新株予約権の行使に関する調書】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この調書は、法第 228 条の 2 に規定する新株予約権の行使に関する調書について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第 228 条の 2 に規定する新株予約権（以下この表において「新株予約権」という。）の行使をした日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「種類」の欄には、普通株式のように記載すること。
 - (3) 「株式数」の欄には、その新株予約権の行使により交付をした株式の数を記載すること。
 - (4) 「1 株当たりの権利行使価額」の欄には、その新株予約権の行使に際して払い込まれるべき額を当該新株予約権の行使により交付をした株式の数で除して計算した金額を記載すること。
 - (5) 「権利行使時の払込金額」の欄には、その新株予約権の行使に際して払い込まれるべき額を記載すること。
 - (6) 「新株予約権の払込金額」の欄には、その新株予約権の行使があった当該新株予約権の発行又は割当てに係る払い込まれるべき額を記載すること。
 - (7) 「発行決議日」の欄には、その新株予約権に係る会社法第 238 条第 2 項の決議（同法第 239 条第 1 項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第 240 条第 1 項の規定による取締役会の決議を含む。）若しくは同法第 322 条第 1 項の決議（同条第 2 項の規定による定款の定めがある場合にあつては、その新株予約権の発行又は割当てに係る決定をした取締役会の決議又は取締役の決定）又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 64 条の規定による改正前の商法第 280 条ノ 21 第 1 項の決議をした年月日を記載すること。
 - (8) 「権利行使日における 1 株当たりの株式の価額」の欄には、その新株予約権の行使をした日における 1 株当たりの株式の価額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。